

福祉事業として、次のようなサービスが申請により利用できます。


生活支援ホームヘルプサービス

日常生活の支援が必要な高齢者などに対して生活支援ホームヘルパーを派遣します。

対象者：介護保険の要支援1・2認定者または事業対象者と判定された人

内 容：炊事・洗濯・掃除・買い物など（週2回まで）

利用料：45分 200円



元気クラブ

買い物支援と運動を楽しみながら行う介護予防教室です。

対象者：65歳以上の高齢者（定員あり）

会 場：イオンスーパーセンター大木店

日 時：毎週火・木曜日 10時～12時

内 容：送迎・介護予防体操・買い物

利用料：無料

在宅介護手当の支給

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を、同居で介護している人へ介護手当を支給します。

対象者：在宅で、要介護4以上の高齢者を3か月以上介護している人

支給額：月額10,000円

はり・きゅう・あん摩等施術費の助成

はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧などを受けるときに施術費の一部を助成します。

対 象 者：町内に住所を有する人

利用回数：1人につき月5回以内を原則とし、年間15枚まで

助 成 額：町内施術所を利用する場合は、施術料金の2分の1を助成（ただし1,100円を上限とする）

町外施術所を利用する場合は、施術料金の4分の1を助成（ただし、600円を上限とする）

おおき住みよか事業

在宅で生活する高齢者などに配慮した住宅に改造するための資金の一部を助成します。

対象者：介護保険の認定を受けた人や重度障害者などで、その世帯の生計中心者の住民税と所得税が非課税の人

助成額：300,000円以内（1回のみ）

配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、昼食を自宅まで配達します。


対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度障害者など

※対象者は判定により決定します。

内 容：（月）～（金）の昼食を配達（治療食あり）

※祝日、盆、年末年始は休み

利用料：1食350円



日常生活用具の給付又は貸与

ひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付及び貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

品 目	対 象 者	個人負担
火災警報器・自動消火器	おおむね65歳以上の寝たきり、ひとり暮らし高齢者など（低所得者に限る）	生計中心者の所得税額により利用者負担があります
電磁調理器	おおむね65歳以上であり、心身機能の低下に伴い防火などの配慮をしなければならない高齢者など	
緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など ※判定あり	

生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）


家族がやむを得ない理由により、対象者の生活習慣の指導や支援ができないときに一時的に養護老人ホームなどに宿泊できます。

対象者：一時的に一人で日常生活が困難な高齢者など

※介護保険対象者は除く

内 容：養護老人ホームなどへ宿泊（原則7日以内）

利用料：1日につき1500円



介護用品（紙おむつ）の給付


在宅で寝たきりや認知症の高齢者で介護用品を必要な人に紙おむつなどを給付します。

対象者：在宅で生活している寝たきりや認知症の高齢者（要介護1以上）

※対象者は判定により決定します。

内 容：月額5,000円を限度に給付券を支給

給付券の使用：町と契約を結んだ事業所



高齢者等ごみ出しサポート事業

家庭ごみをごみステーション又は地区の資源ごみ回収に排出することが困難であり、かつ、他の者から家庭ごみの排出の協力が得られない世帯のごみ出しをサポートします。

対象世帯：下記の1～3のいずれかに該当する世帯

- 日常生活に介助又は介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者又は障害者などの一人暮らし世帯
- 日常生活に介助又は介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者又は障害者などのいる世帯で、他の構成員が家庭ごみを排出することが困難な世帯
- その他、ごみの戸別回収が特に必要と考えられる世帯

利用料：無料

<問合せ先> 大木町役場健康福祉課 ☎ 0944-32-1060
大木町地域包括支援センター ☎ 0944-33-0657

●認知症カフェ事業（カフェ「WEWE」）

認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしが継続できるように誰もが集える居場所を提供します。

《対象者》 認知症の方や家族、地域の方、認知症について関心がある方、相談をしたい方等どなたでも参加できます。

《開催日時》 ①毎月2回 原則第2・4月曜日 10:00~15:00
イオン大木店内コミュニティルーム「WeWe」
②奇数月に1回 原則第1月曜日 10:00~15:00
大莞コミュニティセンター研修室

《利用料》 無料

●大溝校区『グリーンコープ』移動販売

【販売日時】 毎週金曜日（12/30~1/5は休み）

【販売場所及び時間】

10:40~11:00 十間橋公民館向かい側駐車場
11:15~11:35 横溝本村公民館
11:45~12:05 上白垣構造改善センター
13:00~13:20 五反田公民館入口公園
13:30~13:50 道本コミュニティセンター
14:00~14:20 堀田コミュニティセンター

※ 時間は多少前後する場合があります。

●木佐木校区『とくし丸』移動販売

【販売場所及び時間】（個人が希望された安全な場所に停車されます）

大木団地	1号棟と2号棟の間、中庭駐輪前	火曜	15時半頃
八町牟田上	2ヶ所	月曜・木曜	10時頃
		月曜のみ	11時頃
絵下古賀	県道絵下古賀の看板から東に入った付近		
	2ヶ所月曜のみ	月曜・木曜	11時頃
八町牟田下	axis美容室西側トクラ南側付近他2ヶ所、		
		月曜・木曜	11時頃から12時頃
上木佐木下	サンエイト付近、お観音国分寺北側他1ヶ所		
		水曜・土曜	12時頃
上牟田口南	元簡易郵便局	水曜・土曜	午前中
	鶴岡電機倉庫西側	水曜・土曜	11時頃
	上牟田口簡易郵便局	水曜のみ	11時頃
	北の古賀地区	水曜・土曜	12時半頃
上八院下	的場畳店北側の道端	月曜・木曜	12時半頃

※ 開催曜日、時間は多少変更する場合があります。

高齢者福祉の相談は 地域包括支援センターへ！！

権利を守ること (権利擁護)

- 悪質な訪問販売で困っている
- お金の管理に自信がなくなってきた
- 虐待にあっている
- 虐待を受けている人がいる



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などを中心に、チームとして総合的に高齢者を支援します。

- | | | |
|----------|---------|------------|
| 警察署 | 主治医 | ケアマネジャー |
| 区 長 | 老人クラブ | 大木町役場 |
| 民生・児童委員 | 社会福祉協議会 | シルバー人材センター |
| 老人福祉機関 | 介護事業所 | 保健所 |
| その他の関係機関 | | |

暮らしやすい 地域のために

住み慣れた地域で安心して生活することができるように、さまざまなサービスをご案内します。

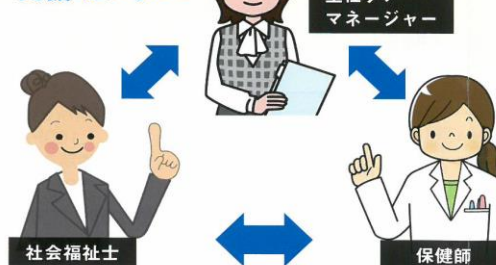


介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

- 介護のサービスを受けたい
- 介護保険の申請をしたい
- 物忘れが進んできたかも…
- 身体機能に不安がある



地域包括支援センター



さまざまな 相談ごと

- 近所の高齢者が心配…
- 困ったときにはどんなサービスを受けられるの？
- 介護サービスに不満がある

不明な点は、お気軽にご相談ください！

大木町健康福祉課 地域包括支援センター
0944-33-0657 (直通)

介護保険の申請の仕方

※申請から認定まで1か月~1か月半かかります。

① 申請 福祉課で申請できます。申請は本人のほか家族でも大丈夫です。

必要なもの

- 介護保険被保険者証 (40~64歳の方は健康保険証)
- 主治医医療機関名、主治医名がわかるもの (かかりつけ医を確認しておきましょう)

② 調査

ご自宅(病院・施設)に訪問調査員が生活状況の聞き取りやご様子の確認にきます。

③ 審査

一次判定

訪問調査の結果を全国統一基準でコンピューター分析し、判定します。

二次判定

一次判定や主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

④ 認定

非該当

介護保険のサービスは利用できませんが町のサービスを利用することができます。

要支援1・2

大木町地域包括支援センターが担当します。

要介護1~5

居宅介護支援事業所が担当します。

●全校区対象 移動支援事業『買い物』

買い物への移動手段がなくお困りの方へ移動支援を実施します。

《対象者》 ※下記の1~3の要件に該当する方

1. 75歳以上の高齢者世帯
2. 車およびバイクの運転をしていない方もしくは運転が不安な方
3. 介助を受けず身の回りのことができる方

※その他、社協が1から3の要件に準ずると認めた方も対象となります。
(例)同居家族の支援を受けることが困難な方など

《移動支援日》 水曜日(午前)木佐木校区・(午後)大溝校区
金曜日(午前)大莞校区・(午後)大溝校区

《内容》 ・社協職員が各利用者の自宅へ送迎します。
・イオン大木店での買い物時間は1時間程度です。
・先買い物を終えた方は、待合場所で過ごします。

《年間費》 1000円(保険代) ※下半期からの利用の場合500円

※ 利用を希望される方は、大木町社会福祉協議会へお知らせください。